みんなで創る学校づくり
プロジェクトコーナー Vol.19

町では、こどもたちにとって望ましく、将来に渡り持続可能な教育環境を構築するため、小中学校のあり方について令和３年度より検討を進めてきました。このコーナーでは、検討している内容や経過などについて、お知らせします。

「特色ある学校づくりに向けて」

小中学校が統合された際に、大野町の学校としてどのような特色のある教育課程を編成していくのか、町内の小中学校の先生に意見を伺いました。

７月３０日には、英語科の先生の代表に、７月３１日には、ふるさと教育に関わる先生の代表に意見を伺いました。

〈英語教育に関わって〉

○現在、大野町の小中学校で実施している英語の年間指導計画をもとに、９年間を見通し、町内で学び方を統一した英語教育を進めていく必要がある。

○小学校１･２年生の英語活動について、教育課程上の位置付けや学習内容、指導方法を今後検討していきたい。

○教科担任制を進めるなかで、英語の授業内における学級担任の役割を明確にしたい。

〈ふるさと教育に関わって〉

○同じ大野町内でも、校区によって授業で扱っているふるさと教育の教材は違う。そのため、統合後に扱う教材の選定を早めに進め、統合前から同一教材で授業を行う計画を立てる必要があるのではないか。

○現在使用している、社会科の副教材部会の資料とふるさと教育で使用する資料には、内容が一部重なる部分があるため、内容を整理していく必要がある。

○これまで、地域との関わりを通して行ってきた学習を大切にし、統合後もふるさと教育に関わっていただけるような教育課程を編成していきたい。

〔ふるさと教育の一例〕



▲セントレアと大野町のＳＤＧｓの森



▲旧北岡田家住宅

小中学校の統合に向け真剣に協議していただき、参考になる意見をいただくことができました。今年度、さらに協議した内容を前進させるために、随時、先生からの意見を聞く場を設けていきたいと思います。

みんなで創る学校づくりプロジェクト
の情報はこちらから

問合せ先 学校教育課 ☎ 35-5378

子育てはうす ぱすてる へようこそ！

"KOSODATE HOUSE PASTEL"

◆◆◆ 道の駅「パレットピアおおの」内　子育てはうす　ぱすてるからのお知らせです。◆◆◆

◎毎月「誕生会」を開催しています。♪ハッピーバースデー・トゥユー

子育てはうす　ぱすてるでは、毎月「誕生会」を開催し誕生月のお子さんをお祝いしています。手形を取ったり、リズム遊びをしたり、お楽しみの出し物（エプロンシアター、大型絵本など）を観たりして、楽しんでいただいています。また、参加者全員には、誕生カードのプレゼントがあり、町内の１歳になるお子さんには、町より木のおもちゃを贈呈しています。

皆さんのご参加をお待ちしています。



▲誕生会の様子

◎１１月のスケジュール（予定）

ワークショップ・・・３日（火）木のコースター作り、２９日（日）スケジュール手帳作り

ピヨピヨクラブ　ひよこ組（０歳児クラス）…１０日（火）防災セミナー、２６日（木）
うさぎ組（１、２歳児クラス）…２０日（金）

誕生会…１６日（月）　ぱくぱくキッチン…９日（月）

休館日　４日（水）、５日（木）、１１日（水）、１８日（水）、２４日（火）、２５日（水）

※ピヨピヨクラブは申込状況により日程等が変更になる場合があります。
　また、詳しい内容はぱすてるへお尋ねください。
※ホームページのブログを更新していますので、ぜひご覧ください。

ぱすてる
ホームページ

申込・問合せ先　子育てはうす　ぱすてる　☎34-1010

おおのファミリー・サポート・センターからこ・ん・に・ち・は

「みなさんの声」



～利用会員　ファミサポを利用して～

◎「とても上手に遊んでもらえて、大変助かりました」
　「子どもに合わせてみてもらえたのが、うれしかったです」
◎「こういうサポートがあると思うだけで、とても安心だし、心強いです」

～提供会員　サポート活動して～

◎「事前の顔合わせで、お子さんのことを聞かせてもらってからの預かりだったので、安心してサポートができました」
◎「たとえ短時間でも、忙しいお父さんお母さんの役に立ててこちらもうれしいです」
◎「交流会で会ってもニコニコしてくれて、この仕事にやりがいを感じます」

初めて利用して、不安を感じる人もみえます。安心してお子さんを預かるため「顔合わせ」といってお互いに事前に顔を合わせてもらい、お子さんについてなど話してもらっています。

提供会員は、救命救急や安全安心に預かるための講習を受講しています。

また、ファミサポについて広く知っていただくため、交流会などを開催しています。

今後も、安全安心な子育て支援ができるよう努めてまいります。

※第１２回お楽しみ交流会開催
　日時：１１月２１日（土）１０時～正午
　場所：総合町民センター　２階　和室
　内容：「秋だよ！全員集合！」



▲楽しい交流会の様子

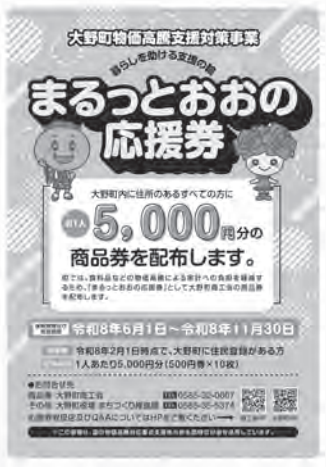
問合せ先　おおのファミリー・サポート・センター（子育てはうす ぱすてる内）　☎34-1010

「まるっとおおの応援券」「大野町指定ごみ袋等無料引換券」はお手元に残っていませんか？

物価高騰対策支援事業として配布した「まるっとおおの応援券」と「大野町指定ごみ袋等無料引換券」の使用・引換期限は次のとおりです。まだ、使用していない応援券、引換券がある場合は、期限までに使用してください。使用できる店舗など、詳しくはホームページから確認してください。

使用・引換期限　１１月３０日（月）まで

※期限を過ぎてからは、一切使用することができません。







ホームページ

問合せ先　「まるっとおおの応援券」　まちづくり推進課　☎35-5374
「大野町指定ごみ袋等無料引換券」　環境生活課　☎35-5372

「広報おおの」に関するアンケート

大野町第七次総合計画策定に伴い実施した町民アンケートにおいて、行政情報を知るための方法や手段として「広報紙」が全体の７７．６％と最も高い結果を示しており「広報おおの」は町民の皆さまへの主要な情報伝達手段となっています。一方で、近年はスマートフォンが普及し、ホームページやＳＮＳなどさまざまな方法で情報を入手できるようになっています。そこで、皆さんが現在、広報紙についてお持ちの意見をぜひ聞かせてください。いただいた意見は、より伝わりやすい広報紙の発行のために活用させていただきます。

◎実施期間

１１月２７日（金）まで

◎回答方法

（１）インターネット回答

二次元コードまたはＵＲＬから、ご回答をお願いします。

https://logoform.jp/form/ciUr/1795548

（２）アンケート用紙回答

【アンケート用紙設置場所】役場総合案内、各地区ふれあいセンター

◎設問内容

・広報おおのは何を使って読んでいるか
・どのコーナーをよく読んでいるか、また充実させてほしい情報は何か
・広報おおのの配布方法について

など、広報紙についてお持ちの意見をお聞かせください。

※回答時間は５分程度です。また、回答者の氏名など個人を特定できる情報は収集しません。

問合せ先　総合政策課　☎35-5363

国民年金保険料の育児免除制度について

育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、子を養育する国民年金第１号被保険者（２０歳以上６０歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の人）について、その子が１歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付が免除される制度が令和８年１０月から新たに始まりました。

子を育てている人（実父母・養父母）は、届出することで、所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。

また、納付が免除された期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

▼制度や手続きの詳細はこちら▼

日本年金機構ホームページ
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html

申請はスマホでOK！
電子申請（マイナポータル）がかんたん便利
https://myna.go.jp

問合せ先　大垣年金事務所　☎ 0584-78-5166（自動音声案内２→２）
住民課保険年金係　☎ 0585-35-5368

野外焼却、原則禁止！

住みよいまちづくりのため、ご協力をお願いします

ごみの野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。ただし、農業による枝・下草の焼却は一部例外となっています（マルチ、温室シート等プラスチック製品は禁止）。しかし「家の窓が開けられない」「布団・洗濯物に汚れや臭いが付く」「健康被害を受けた」などの声をいただく機会が増えています。特に、健康被害については、お子さんなど、若年層への影響が深刻な問題となっています。

住みよいまちづくりのためにも、時間帯を考えたり、事前に焼却の時間を伝えるなど、周辺地域への配慮をお願いします。また、町では焼却灰の回収は行っていません。少量の草木は５０センチ以下の大きさにして生ごみ等収集袋に、それ以外は引取可能場所へ持ち込み、処分してください。



問合せ先　環境生活課　☎ 35-5372

樹木の幹や根、剪定枝や葉の引取りについて

町の許可業者に、生産農家による野焼き防止に協力いただき、次の内容、料金で引取りを実施しています。搬入先など詳しくは直接問合せてください。

持込する場所　株式会社マルダイ（許可番号：大環衛処分許第１号）　五之里１４８番地１　☎ 36-0320
◎**引取金額**　柿の剪定枝や葉は１００円／軽トラック１車、柿以外の樹木の剪定枝や葉は１３円／１kg、樹木（柿を含む）の幹は５円／１kg、樹木（柿を含む）の根は１６円／１kg
◎**受入時間**　午前８時～午後５時　土曜日は不定休
◎**休日**　日曜日・祝日・年末年始
※分別して搬入してください。
※ビニールなどの紐は取り除いてください。

持込する場所　西濃環境整備組合　下座倉１３７５番地１　☎ 32-4153
◎**品目**　下草、庭木の剪定枝（径７cm以下、長さ５０cm以下に切ること）
◎**引取金額**　１０kgごとに１００円
◎**受入時間**　午前８時３０分～午後４時３０分
◎**休日**　土曜日・日曜日・祝日・年末年始
※事前に役場での申請が必要

北見市ところ通信 Vol. 321

第２６回大野町長杯常呂自治区パークゴルフ大会
― 大野町との友好を身近に感じるひとときに―

１０月４日、常呂森林公園パークゴルフ場で「第２６回大野町長杯常呂自治区パークゴルフ大会」が開催され、２７人が爽やかな汗を流しました。

本大会は、大野町と北見市の友好都市交流事業として始まったもので、大野町の特産品である「富有柿」が副賞として贈られることでも親しまれています。

当日は、暖かな陽気の中、コースのあちこちで「ナイスショット」と仲間に声を掛け合いながら、プレーを楽しむ姿が見られ、大野町をより身近に感じながら交流を深める機会となりました。



建築物等耐震化促進事業

地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、建築物等耐震化促進事業を実施します。

木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震診断を**無料で**実施します。

◎**対象となる住宅**　昭和５６年５月３１日以前に着工された木造の一戸建て住宅

◎**対象者**　対象となる住宅の所有者

◎**受付期限**　１１月３０日（予定件数になり次第終了）

危険なブロック塀の除却に関する補助金

ブロック塀の除却に対して補助を実施します。

◎**補助金額**

工事費の３分の２　※１件あたり上限２０万円（工事内容によって異なります）

◎**対象となるブロック塀**　町道沿いに存する危険なブロック塀（町職員が現地調査します）

◎**補助対象者**　対象となるブロック塀の所有者

◎**受付期限**　１１月３０日（予定件数になり次第終了）

※申込受付は先着順。

※詳しい内容は町ホームページをご覧いただくか、次まで問合せてください。

申込・問合せ先　建設課　☎35-5376

水道料金改定のお知らせ

上水道料金の改定内容

１０月１日（１２月請求分）より新料金が適用となります。

料金表（税込）

口径別	基本水量	新料金（新料金）	メーター使用料	超過料金（新料金）	
１３mm	１０㎥	**１，４３０円**	７７円	基本水量を超える水量１㎥あたり	**１４３円**
２０mm	２０㎥	**２，８６０円**	１５４円		
２５mm	３０㎥	**４，２９０円**	１５４円		
３０mm	４５㎥	**６，４３５円**	２８６円		
４０mm	８０㎥	**１１，４４０円**	２８６円		
５０mm	１００㎥	**１４，３００円**	１，５４０円		
５１mm以上	１５０㎥	**２１，４５０円**	１，８７０円		

お知らせ票（見本）



上水道使用水量及び料金のお知らせ

大野町上水道事業　登録番号

令和８年１２月請求分

使用期間　令和8年10月15日～令和8年11月15日（前回～今回検針日）

通知書番号　21043-01（道順番号　）　メーター番号 B34111　口径 13mm

設置場所　大字大野 80 番地

使用者（氏名・名称）　大野町役場

※設置場所・使用者の情報の一部を割愛して表示する場合があります。

今回指針	90㎥
前回指針	60㎥
旧メーター水量	***
加減算水量	***
今回使用水量	30㎥
料金（消費税10%対象(税込み)）	①4，290円
メーター使用料(消費税10%対象(税込み))	② 77円
請求予定額(消費税込み(10%対象))	①＋②4，367円
（内 消費税額(10%対象)）	（ 397円）
納期限（口座振替日）	

本票により直接集金することはありません。
口座振替以外の方は、納付書を来月中旬に発送します。

連絡事項　（検針員名　）

水道料金計算方法

モデルケース　口径１３㎜で３０㎥／月　使用の場合

①料金　基本料金
１，４３０円（１０㎥）
＋
超過料金
２，８６０円（１４３円×２０㎥）
＋
②メーター使用料
７７円

①＋②請求予定額
＝４，３６７円（税込）

上水道料金改定スケジュール

月	８月	９月	１０月	１１月	１２月
水道使用期間	８月中旬～９月中旬	９月中旬～１０月中旬	１０月中旬～１１月中旬	１１月中旬～１２月中旬	
請求分	１０月請求分	１１月請求分	１２月請求分	１月請求分	
納付期限口座振替	１１月２日	１１月３０日	１２月２５日	２月１日	
料金改定	現行料金		新料金		

問合せ先　建設課　☎35-5376

大野町職員の給与の状況の公表

町職員の給与について、次のとおり公表します。

問合せ先　総務課　☎35-5364

◎人件費

人件費とは、職員の給料・手当のほか、町長・議員等の特別職の給料報酬、各種委員報酬などのことをいいます。

これを令和７年度の一般会計の決算でみると次のようになります。

歳出総額　9,745,096 千円

人件費	人件費以外
1,448,810 千円	8,296,286 千円

・令和７年度の人件費率　14.9%

◎給与の内訳

令和８年度の一般会計当初予算に計上された職員の給与費は次のようになっています。　（単位：千円）

給料	職員手当	期末勤勉手当	計	１人当たり給与費
551,031	69,215	222,882	843,128	5,511

（注）職員手当には、退職手当は含まれていません。
給料、各手当等には会計年度任用職員の給料、手当等も含んでいます。

◎平均給与月額

一般行政職　（令和８年４月１日現在）

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
321,344 円	339,193 円	40.5 歳

技能労務職

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
247,540 円	251,920 円	53.0 歳

（注）１　平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものです。
２　技能労務職とは、学校の用務等作業に従事する職員のことをいいます。

◎初任給および経験年数による平均給料月額

（令和８年４月１日現在）

区　分		初任給	経験年数 10 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	232,000 円	291,700 円	349,000 円
	高校卒	200,300 円	—	—

※一般行政職の初任給は、国家公務員と同額です。

◎一般行政職の級別の構成比

（令和８年４月１日現在、単位：人、％）

区　分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	計
標準的な職務内容	主事	主任	係長・主査	課長補佐	主幹	課長	部長・次長	
職員数	23	22	34	8	6	16	5	114
構成比	20.2	19.3	29.8	7.0	5.3	14.0	4.4	100.0

（注）１　一般行政職の給料表は７級制を採用しています。
２　標準的な職務内容とは、各職務の級に該当する代表的な職名です。

◎職員手当の状況

（令和８年４月１日現在）

期末・勤勉手当	区　分	期　末	勤　勉
	6 月期	1.2625 月分	1.0625 月分
	12 月期	1.2625 月分	1.0625 月分
	職務上の段階等に応じた加算措置		有（5%～15%）
退職手当	区　分	自己都合	定年・応募認定
	勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（3%加算）	
	令和７年度に定年退職した職員の１人当たりの平均定年退職者なし		
扶養手当	配偶者は今年度より支給なし、子は 13,000 円 その他の扶養親族１人につき月額 6,500 円 １６歳から２２歳の子には月額 5,000 円加算		
住居手当	借家・借間居住者 家賃月額 16,000 円を超える額に応じ、最高で 28,000 円まで支給		
通勤手当	A 交通機関等利用者（駐車場代含む） 運賃相当額に応じ駐車場代（月額 5,000 円を上限）と併せて最高 150,000 円まで支給 B 自動車等使用者 片道２㎞以上の職員に対して、距離に応じ月額 2,000 円から 66,400 円まで支給		

※町の手当の支給率等は国の基準に従って、国と同率です。

◎特別職の報酬等の状況

（令和８年４月１日現在）

区　分		給料・報酬月額等	期末手当
給料	町　長	720,000 円	6 月期　2.325 月分 12 月期　2.325 月分 計　4.65 月分
	副町長	580,000 円	
	教育長	540,000 円	
報酬	議　長	310,000 円	
	副議長	272,000 円	
	議　員	256,000 円	

（注）期末手当の額は、給料・報酬月額に１５％を乗じて得た額の合計額に、当該支給率を乗じて得た額とします。

◎職員数の状況

（令和８年４月１日現在、単位：人）

区　分		職員数		
		令和７年	令和８年	増減数
一般行政関係		116	118	2
教育関係		20	21	1
公営企業等会計関係	水道	2	3	1
	国保	2	2	0
	後期高齢者医療	0	0	0
	ＩＣ	1	1	0
計		141	145	4

定員適正化計画の目標　新たな定員適正化計画（令和5年度～令和14年度）においては、総職員数を170人にすることを目標としています。新規採用者については、10か年の退職者の総数および増加数を平準化して各年度の採用数を決定することで年代間の増減の格差がないよう、適正な定員の管理に努めていきます。

国　保　だ　よ　り

3 すべての人に健康と福祉を

国民健康保険の医療費は、国や県、町からの補助金と、加入する皆さんにお支払いいただく保険税を財源としていますが、一人あたりの医療にかかる費用が年々増え続けています。日頃から、体調管理に気を配り、適切な医療受診を心がけましょう。

医療費を節約するために

かかりつけ医をもち、はしご受診、時間外受診は控えましょう

・病気やけがをしたとき、気軽に相談でき、病歴などを把握してもらうことで、より適切な医療を受けられます。
・診療に対する心配や不信は、まずきちんとかかりつけ医に相談しましょう。自分の判断だけで受診先を変更すること（はしご受診）は、金銭的にも身体的にも負担が大きくなります。また、やむを得ない場合以外は、時間外受診は控えましょう。
・救急車を呼んだ方がいいか、すぐに病院にいった方がいいか迷った時は、２４時間対応している救急安心センターぎふ（電話番号＃７１１９）を利用してください。また、休日・夜間のこどもの症状にどのように対処したらよいのか、病院を受診した方がよいのかなど判断に迷った時は、こども医療電話相談（電話番号＃８０００）を利用してください。

ジェネリック医薬品やお薬手帳を上手に利用しましょう

・ジェネリック医薬品とは、特許が切れた新薬と同じ有効成分で製造された薬です。研究開発コストが少なく、新薬より安価で購入することができます。
・お薬手帳を１冊にまとめ、活用しましょう。薬の飲み合わせやもらい過ぎに気をつけ、薬が余っているときは、医師や薬剤師にチェックしてもらいましょう。
・マイナポータルでは、マイナンバーカードを利用して薬に関する情報が閲覧できます。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の削減可能額や、お薬手帳アプリへ連携可能な二次元コードが閲覧できます。

セルフメディケーションを心がけましょう

・セルフメディケーションとは「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。
・セルフメディケーションを行うために、自分自身で、適度な運動、栄養バランスの良い食事、十分な睡眠を心がける等の健康管理をしましょう。
・軽度な体調不良のときは、OTC 医薬品（市販薬）などを利用しましょう。

マイナ保険証を利用しましょう

・本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できます。
・マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できます。
・限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。



年に一度、特定健診を受けましょう！
生活習慣病を早期に発見することが大切です。

問合せ先　住民課　☎ 35-5368